

いじめ対策調査会会議録

○会議日程

令和4年9月21日（水）

白井市役所東庁舎3階302【ZOOMによるオンライン会議】

1. 報告 白井市のいじめの状況
2. 協議 白井市のいじめに対する取組
3. その他

○出席委員等

委員長 藤原 義恭
委員 笠井 孝久
委員 李 権二
委員 長岡 知

○欠席委員等

なし

○出席職員

学校政策課 菅野 芳樹

午後1時30分 開 会

○事務局 本日の会議は白井市の指針に基づき公開となりますが、議事の中で個人情報に関する事案になったときには、規定により非公開とさせていただきます。議事録については、事前に内容を委員の皆様を確認していただき、個人名等を伏せた概要版の公開となりますので、ご承知おきください。また、この会議は録音させていただきますので、併せてご承知おきください。

本日は、4名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、ただいまより、令和4年度白井市いじめ対策調査会を始めてまいります。では、これから進行を藤原委員にお願いしていきたくと思います。藤原委員、よろしくお願いいたします。

○藤原委員 本来ですと、今まで島内先生が大体この座長というか議長を務めていただいていた、私は気楽に参加するだけだったのですが、今回、一番古いということもありまして、議事の進行役を務めさせていただきます。皆さん、お忙しい中お集まりいただいております。スムーズな進行を努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では最初に、本調査会について事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 では、画面の共有をさせていただきます。見えておりますでしょうか。

本調査会は、大津いじめ事件を受けまして制定された平成25年のいじめ防止対策推進法及び翌26年の千葉県いじめ防止対策推進条例から、同年、白井市教員委員会の附属機関として設置されたものです。それらを受けまして、文部科学省からいじめ防止等のための基本的な方針が、千葉県からは千葉県いじめ防止基本方針が、白井市からは白井市いじめ防止基本方針がそれぞれ策定されています。白井市いじめ防止基本方針については、後ほどもう少し説明をさせていただきます。

ここでいじめの定義について、よく御存じかとは思いますが、確認させていただきます。いじめの法的な定義は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、これにはインターネットを通じて行われるものも含まれます。というものであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものというふうになります。

子供と子供の間で発生するものを一般的にいじめと呼ぶと思いますが、ほかにも、形を変えて親が子供に苦痛を与える虐待ですとか、夫が妻に苦痛を与えるDV、ほかにも上司・部下間のパワハラや男女間のセクハラ、先生と生徒の間では体罰というものも問題になります。また、自分で自分に苦痛を与えるリストカットですとか、究極になると自殺ということになりますけれども、社会のいろいろなところに名前を変えて存在していると言えると思います。いじめをなくすということになれば、まず大人の社会からこれらを取り除く必要があるのでしょうかけれども、現実的にはなかなか厳しいと言わざるを得ません。我々教育に携わる者としては、せめて子供たちをしっかり守れたらなと思います。

本調査会は、いじめの防止等に関する事項について調査審議すること、いじめに関する当事者間の関係を調整すること、市内の小学校及び中学校に在籍する児童または生徒に重大事態が発生した場合における事実関係等について調査審議することです。この場合、重大事態というのは、いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いわゆる1号重大事態、いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、いわゆる2号重大事態、この2種類があります。

三つ、これらお願いしているところなのですが、本日は、いじめの防止等に関する事項について調査審議すること、こちらをお願いしたいと思います。本調査会については以上です。

○藤原委員 ありがとうございます。ただいま事務局からの御説明ございましたけれども、続いて、白井市のいじめの状況についても御報告をお願いしたいと思います。

○事務局 では、報告に移っていききたいと思います。主に、令和3年度の報告ということで進めていきたいと思っています。

令和3年度、小学校では60件、中学校では39件、前年度に比べると若干の増加となっております。しかし、平成30年度の小学校の認知件数、とても山になっていると思うのですが、こちらを見ると、もっと積極的に認知をしていく必要があるのかなという、そういう可能性があると考えています。大切なのは、単純に数の増えた減ったではないと思っておりまして、件数が少ないから平和だということではなく、いじめを内在化させず早期発見、早期対応するためには、積極的な認知が求められると考えております。

ちなみに今年度なのですが、7月時点では、小学校は22件、中学校は20件と、小学校は少し減って、中学校が1件増えているという結果になっています。

こちらは全国の推移になります。小学校での認知件数は、10年前と比べると約4倍近くになっていることが分かります。こちら単純にいじめ自体が増えているのかもしれませんが、こちらは中学校なのですが、中学校の認知数が横ばいになっていることを考えますと、小学校におけるいじめの認知の精度というのが全国的に上がってきているということが言えるのかもしれませんが。

次は、過去3年間、白井市のいじめの認知件数を学年別に見たものです。小学校では、3年生で比較的大きく減少しているということが分かります。中学校では、3年間平均すると、それほど大きな変動がないと言えるかと思います。なお、全国では例年、小学校2年生が最も多くなっています。全国と比べると少し違う形になっています。

続いて、態様別に見ていきます。少し小さいのですけれども、まずは小学校です。このようになります。続いて中学校です。冷やかしの、からかい、一番左のものです。ほかに脅し文句とか嫌なことを言われるといったものが小学校、中学校ともに最も高くなっており、全国的にもこれは同様です。報告の中で多いのは、「死ぬ」と言われたとか、容姿のことを言われたというものが多くて、特に中学校ではそういった強い言葉によるものが多くなっておりまして。

続いて、いじめの発見のきっかけです。こちらも過去3年分を比較しております。いじめの発見においては、本人が周囲に対してSOSを出せるかどうか極めて重要になります。小学校におけるいじめ発見のきっかけで最も多いのは、保護者の訴えとなっております。子供から保護者にSOSを出して、それを学校に伝えてもらえる、こういう状況ができていいるのは、学校としては非常にありがたいことだかと思っております。これが中学校になると、本人から直接教員、学校にSOSを出せるようになっていいることが分かるかと思っております。

ただ、全国的なもの比べると、アンケートによる発見というものが本市では少なく、アンケートの形式とか方法について検討していく余地があるかと考えています。

続いて、いじめを受けた際の相談状況です。小学校と中学校、このようになりました。ともに担任が最も多く、次いで家族ということになります。中学校では担任以外の教職員が多くなっておりまして、こちら昨年度話題にも出たようなのですけれども、部活動の顧問ですとか副担任の先生、複数の教職員が中学校では関わるという状況があるので、話せる相手の選択肢が多いためだと考えられます。この中で言いますと、SCという部分、スクールカウンセラー、こちらの積極的な活用が課題になると考えています。

最後に、いじめの解消の状況です。こちらです。グラフ、84%から上ということですが、90%以上解消となっております、全国と比べると、かなり高い解消率になっています。先生方がよく見守っている、声をかけているということが言えるかと思っております。報告は以上になります。

○藤原委員 ありがとうございます。ただいま白井市のいじめの状況について、事務局から御報告をいただきました。この点につきまして、委員の皆様、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

○長岡委員 1点、御質問よろしいですか。

○藤原委員 長岡先生、お願いします。

○長岡委員 いじめの認知件数の調査というのは、どのくらいの頻度で実施されているのでしょうか。

○事務局 お答えします。いじめの認知については、基本的に、毎月1日に各学校から報告を上げてもらっています。ただ、後でこれも御説明しようと思っていたのですけれども、緊急の場合ですとか、校長が気になったものに関しては、即座に報告を入れてもらうようにしております。

○長岡委員 あと、引き続きですが、先ほどアンケートと、児童生徒だと思っておりますが、その児童生徒のアンケートの実施の頻度というのは、どの程度ですか。

○事務局 基本的には、各校で年に3回、各学期ごとにやって、それを基に教育相談に臨んでいくと

いう流れです。

○長岡委員 ありがとうございます。

○藤原委員 ほかの先生方はいかがでしょう。

先ほどの報告の中で、いじめの認知件数が平成30年だけ、なぜか小学校で多くなっているというのは、何か特別な事情があったのでしたっけ。

○事務局 記録からは完全にはこうとは言えないのですが、小学校の先生方がどんどん認知していこうということをこの年に確認して、小さいことでもどんどん上げていたということで。令和元年度になって、そこを見直して、また減ったという状況です。

○藤原委員 あと、一昨年からですか、学校がコロナの関係で休みになったりとか多かったと思えますけれども、それが、そのいじめの問題に何か与えている影響とか、そういうのがあったりしますか。

○事務局 ありがとうございます。現時点での報告されているものの中では、コロナに関する差別ですとか、そういった件は報告されていないのですが、いじめというよりは、長欠の不登校のほうに非常に大きな影響が出ています。

○藤原委員 お子さんが学校に来なくなって、教職員の方の目が届きにくくなっているということはないのでしょうか。

○事務局 職員のほうでは必ず連絡を入れるようにしております、本人と話せなくても、必ず保護者の方とつながるといことで動いております。ただ、もちろん濃厚接触者とか陽性者になった場合は会えませんので、電話にはなってしまうのですが、つながりはしっかり持つように動いています。

○藤原委員 ありがとうございます。例えば李先生とか、お子さんのことには日常的に接しておられるようですが、何か御意見等ございましたら。

○李委員 ありがとうございます。先生御指摘のとおりでして、今までですと、子供たちいじめに遭うと、体の症状で頭が痛いとか、おなかが痛いということがあって。これは先ほど発表にあったように、いじめが内在化していますので、我々も内在化しているいじめを上手に解きほぐして、何か学校で困ったことないか、あと、家庭で困ったことないかということは聞いているのですが。これも今のお答えにあったとおりで、病院のほうもコロナの対策に追われていまして、濃厚接触の場合だと電話での確認しかできませんし、おなかが痛いとか、ちょっと微熱とか風邪症状があると、まず病院内には対面では入れませんので、こういったオンラインでの電話とか、オンラインの診療でとどまってしまうので、込み入った内在化されているいじめを何か我々が見つけ出すというのが困難になっている。それが、いじめ件数の少なさにつながっているのかなというのは、私もやっぱり感じる場所です。いじめ自体も、学校での接触が少ないので、我々のテーマであるいじめではないのですが、家庭内での何かトラブル、親からの暴言ですとか、そういったものは増えているのではないかと報告は、よく目にします。以上です。

○藤原委員 ありがとうございます。大人もストレス抱えていますから、やむを得ない部分もあるのかもしれませんが、笠井先生、いかがでしょう。

○笠井委員 今のことに関して言うと、やはり平成2年、3年は、子供たちが学校で直接関わる、接触するという機会がかなり減っているんで、それで認知件数が減っているのではないかと可能性は、後できちんと検証すべきと思っています。

あとは、平成30年にはいじめの認知件数が多くて、その翌年は評価の仕方を見直したみたいな発言が先ほどあったのですけれども、本当はそれでいいのかなというのも気になります。評価の基準自体は、定義にのっとってどんな小さいことでも上げていくというふうにしていかないと、恣意的にどこかで変えてしまうと、当然、数は変わってくるのかなというのがあるので、そこは徹底していく必要があると思います。

それと、もう一つですけれども、報告の最後にあった解消の状況。あれは、どういうデータの集め方をされているのかというのを伺いたいのですけれども。令和3年度にいじめとして認知されたものが、令和3年度中に解消されているかどうかというデータになるのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。様々な御意見ありがとうございます。解消に関しては、今、笠井委員がおっしゃったとおりで、令和3年度に認知したものが年度内で解消した率です。解消は、3か月聞き取りをしながら、何もないかということの子供に確認しながら、解消という判断を学校でもらっています。

○笠井委員 ありがとうございます。そうすると、それぞれのケースによるのですが、比較的1年のうちの短い期間で解消した、あるいは3か月一応フォローアップして、実際いじめがなくなりましたというケースもあれば、場合によっては、まだ持続しているというケースも結構ある、それこそ年度をまたいでも継続してしまうというケースもあるのでしょうか。

○事務局 はい。長期化しているものは小学校で何件かありまして。昨年の夏前ぐらいから、まだずっとくすぶっているというようなものがあります。

○笠井委員 そうすると、例えばデータの取り方ですけれども、4月、5月とかに起こったいじめは、比較的3か月ぐらいでなくなるので解消ケースになるのですけれども、10月とか12月に起きたケースだと、3か月までなかなか。年度をまたいでも残ってしまう。でも、実際には3か月程度で収まっているというようなものの識別ができると、実際、大体みんなあまり大きくなく、3か月程度でみんな解消していくものなのかというあたりがもう少し明確になって、いいのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。御指摘いただいたことを生かせるようにしたいと思います。

○藤原委員 ありがとうございます。ほか、これは言っておきたいというような御意見ございますか。

ないようでしたら、次に行きたいと思います。続いては、白井市のいじめに対する取組についてです。事務局から御説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。まず、白井市のいじめ防止基本方針についてです。「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身または財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民、家庭その他関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、白井市は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定するものとした」こちらが基本方針の最初の文に当たります。全文のほうは、市のホームページで御確認いただけます。

現在、全ての学校におきまして学校いじめ防止基本方針が策定され、いじめ対策のための組織が設置されております。いじめの未然防止、早期発見、組織的対応などの段階ごとに具体的な取組を行っていることでございます。幾つか御紹介していきたいと思っております。

まず、いじめの未然防止。こちらは、豊かな心の育成が未然防止につながるということで、本市、白井市では、教育振興基本計画というものを策定しており、この中で、考え議論する道徳の授業の推進、豊かな人間関係を育む学級づくりの推進、いじめ防止対策の推進を掲げております。

本市では、それぞれに対応した様々な取組を行っております。例えば、ピアサポートというプログラムの授業を実施しております。これは、望ましい仲間とのかかわり合いについて、学級で考えるという授業です。小学校では話の聞き方や伝え方、感情との付き合い方や自己主張について。中学校ではクリティカルシンキングやヘルスコントロールといったテーマについて、学級の仲間と話す中で考えを深めていきます。コロナ禍においては、なかなか話し合い活動というのも限られているのですが、1人1台タブレットを整備されたのを上手に使いながらやっていこうと、各学校頑張っています。

また、豊かな人間関係を育む学級づくりの推進のために、YPアセスメントという横浜が開発したプログラムを取り入れております。こちらは、学級の構造や子供たちの困り感について、アンケート調査を基にして把握し、学校全体でそれを共有して子供たちを支援するのに非常に有効なものです。いじめの未然防止にも役立っています。昨今ですと、コロナウイルス感染症に関連する、先ほどありましたような偏見や差別、そしていじめを生まないという指導も必要になってきます。今のところ、そういう報告はありませんけれども、引き続き感染症に対して、正しい知識と適切な行動について指導していくとともに、子供同士が豊かにかかわり合えるような教育を実践するよう、教育委員会からも全国の取組等、情報発信を続けていきたいと思っております。

いじめの未然防止、早期発見のためには、子供が困ったときに助けを求めやすいという環境を整える必要があります。千葉県では、SOSの出し方教育として、これを推進しています。本市でも、先生と子供の日常的なかかわり方から、相談しやすい雰囲気をつくることを基本として、アンケート、教育相談の充実に努めております。

また、昨年度のスクールカウンセラーの相談件数ですけれども、小学校では1,233件、中学校では229件、計1,462件でした。先ほどもありましたとおり、より積極的な活用を図っていきたく思います。アンケートに関しても、例えば回答に対するハードルをもっと下げられるような設問を検討していきたいと思っています。

いじめの認知についてですけれども、いじめ対策のための組織で各校随時行っております。先ほどもありましたとおり、毎月記録を報告してもらっています。こちらは、認知しなかったケースも含めて教育委員会に報告するようにお願いしています。いじめに対しては積極的な認知が求められるということで、またいじめの重大事態の可能性のあるものも、最初は小さくても、どんどん発展していくということがありますので、気になる事案については、校長判断で速やかに教育委員会まで報告してもらっています。報告は、解消の報告があるまで、毎月継続して報告してもらっています。

本市では、市内小中学校の生徒指導担当者による会議、こちらを年に3回実施しております。生徒指導上の課題についての研修及び情報共有を行っております。

また、市内及び近隣の中学校、白井高校、船橋市青少年センターの担当者による連絡協議会、こちらは年4回、先日も2回目をやったところですが、実施しております。こちらは主に情報共有ということで、市をまたぐような件について情報を共有しています。どちらも内容はいじめには限らないのですが、いじめのメカニズムや認知、SOSの出し方、またSNSの正しい利用の仕方、

人権教育などについても研修を行って、いじめにつながるものについても共通理解のほうを図っています。私からは以上です。

○藤原委員 ありがとうございます。では、白井市の取組状況、取組の件につきまして、まず御質問ございましたらお願いします。

特にございませんか。であれば、何かこの機会に、取組について、こんなこともやったらいいんじゃないかとか、そういう御提言、御意見ございましたらお願いします。

何もないでしょうか。私の感想なのですけれども。定期的なアンケートで生徒本人から、なるべくいじめの問題を訴えるような取組はされていると思うのですけれども、このアンケートを受けて、それを拾い上げる側、先生とか教職員の皆さん、こちらの感度が鈍いと、せっかくアンケートをとっても、それが対策に生かされないということもあるのではないかと思うのですが。それは、継続的に教職員の方、先生方の研修もされているという理解でいいのですか。

○事務局 そうですね。先生方にはいろいろな研修があるのですけれども、その中で教育相談について、また、アンケートの言葉が含む意味ですとか、専門的な方から研修を受けてもらっています。

また、アンケートは担任の先生だけではなくて、複数の職員が目で見えるようにしておりますので、なるべく取りこぼしのないようにしております。

○藤原委員 ありがとうございます。

ほかの先生方、委員の先生方いかがでしょう。

○笠井委員 笠井です。私からよろしいでしょうか。

○藤原委員 はい、お願いします。

○笠井委員 2点あるのですけれども。1点目は、実際には実施されていると思うのですけれども、道徳の授業とかの中で、ぜひマイノリティの人たちに対する理解であるとか、そういう内容を取り入れていただけるといいのかなと思います。多分、外国籍のお子さんとか、発達の問題を持つお子さんとか、あるいはLGBTQだとか。あとは今、貧困の御家庭とかも多いと思うのです。随分いろいろと自分たちと違うということをどういうふうに受け止めていくかみたいなことは、結構大切なのかなと思うので。学校現場では、そういうことは当たり前のようにやられているとは思っているのですけれども、ぜひ力を入れていただけたらと思います。

もう1点が、これは個人的に思っていることなのですが、いじめについて、もっと学校が保護者に発信をする必要があるのではないかと考えています。例えばいじめの概念が、今の定義はすごく緩くなりましたよね。あの辺りで、それぞれのいじめの捉え方みたいなのは結構違う。学校はこういうふうに捉えるけれども、家庭のほうではまた少し違う捉え方があるとか、そういうことがどうもありそうだなという感触を持っています。

なので、特に、いじめられたという御家族に関わると、自分たちはすごくやられているのだから、相手の子にももっと罰を与えろみたいな、そういう発想で言ってこられる方がいて。でも、実際に今のいじめは、教育の現場の中で、子供たちの当たり前にあるトラブルとしていじめは捉えるみたいな部分も出てきているじゃないですか。そうすると、いじめの捉え方が、いじめって言葉がすごく大きいので、学校ではこういうつもりで、こういうふう子供たちに指導しますと言うのですけれども、家庭では、これはいじめだろうと、何でやめさせないんだ、逆に何で罰を与えないんだというような捉え方みたいなことが起こっているという。実際、僕もそういう経験あるのですけれども。なので、

学校では、今いじめをどういうふうに考えていて、子供たちにどういう指導をしたいんだということ
を保護者の方たちに伝えていかないと、いざいじめがあったら、学校は何をやっているんだとか、先
生方の捉え方がおかしいのではないかと、そういう議論になってしまうことが、たまにあります。

なので、学校として、自分たちはいじめにどんなふうに取り組んでいるかというのをホームページ
上に載せておくだけではなくて、もっと積極的に保護者の方に伝えていくみたいな機会があってもい
いのかなと思っています。以上です。

○藤原委員 ありがとうございます。

○事務局 先生、ありがとうございます。確かに保護者と学校のずれから、こじれていくというケー
スもありますし、そこは足並みそろえるのが大事だなと非常に強く思いました。ありがとうございます。

○藤原委員 ほかの委員の先生、よろしいでしょうか。今日は、一応15分までという予定らしいので。
特にこれは言っておきたいということがございましたらお願いします。この辺でよろしいですか。あ
りありがとうございます。

では、これをもって本日の協議は終了ということにしたいと思います。今日の笠井先生の御意見等
もございましたし、こういった提案が今後の白井市の取組に活かされていくように、事務局のほうと
しては、よろしく願いいたします。本日は、この協議、大変有意義なものになったと思います。委
員の皆様、ありがとうございました。あとは、事務局お引き取りください。

○事務局 藤原委員、そして委員の皆様、貴重な御協議賜りまして誠にありがとうございます。では、
以上で令和4年度白井市いじめ対策調査会を終了いたします。先生方、本日は本当にありがとうござ
いました。